

子ども政策の充実について

政策提言先 厚生労働省・文部科学省

政策提言の要旨

子どもたちが健やかに育つ環境づくりに向けて、国と地方で十分に議論を尽くした上で、子育て家庭に対する子ども政策を総合的に推進していく必要があります。

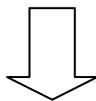
特に、子育て家庭に対する現金給付と保育サービスなど現物給付とのバランスを考慮して制度設計に取り組むことが重要だと考えます。

このため、以下の内容について提言いたします。

【政策提言の具体的内容】

<効果的な施策の展開>

- 平成23年度以降の子ども手当の本格的な制度設計は、来年度の予算編成過程の中で改めて検討するとされており、現金給付と地方の担う現物給付のバランスや「費用対効果」、「受給者の所得制限」、また「財源の地方負担」などの論点の検討を深めていく必要があります。
- その際には、地方自治体の代表も入れ、十分に議論を尽くした上で、国民に納得される制度となるよう、検討することが重要だと考えます。
- 子ども手当は、全額が支給されると、約5兆3,000億円という巨額の財源が必要になりますが、その他の子育て支援策に比して、子ども手当がより効果的かどうかの検証が求められます。現金給付と保育サービスなどの現物給付がバランスよく展開されてこそ、子ども政策の充実につながると考えます。



《妊娠～出産期》

- 妊娠を望む夫婦が安心して治療ができるよう、特定不妊治療費の医療保険の適用についての検討を早急に実施することが必要だと考えます。
- 周産期死亡や乳児死亡を防ぐためには、妊娠中の適正な母体管理が大変重要であり、全ての妊婦に対して母体管理の重要性を認識させ、妊婦健康診査を受診させることが必要不可欠です。
このため、妊婦健康診査（14回）への公費負担について、平成23年度以降も継続して実施することが必要だと考えます。

《子育て期》

- 現在、多子世帯については経済的な負担が大きいため、保育料の軽減措置が行われているところですが、現行の多子世帯保育料軽減措置は、同時入所を要件としていること、また、認可外保育施設を対象外としていることから、対象者が限定されているため、同時入所要件の廃止と対象施設の拡大について、早急に取り組むことが重要です。
- 子どもが健やかに育ち、働きながら子育てしやすい環境づくりに向けて、保育所に入所していても、その保育所で行われていない夜間や休日などの保育、また、急な体調不良への対応とそれらに伴う送迎など、保護者のニーズに応じてきめ細かく行うため、家庭的保育事業（保育ママ）を拡充することが必要だと考えます。
- 乳幼児医療に係る自己負担については、全国の自治体において助成が行われていますが、各自治体の財政力等により、住んでいる地域によって格差が生じています。
全国どこでも、子どもが病気になった時に治療費を心配することなく安心して医療が受けられるよう、医療保険制度による乳幼児医療費のさらなる負担軽減を行うことが必要だと考えます。
- 自治体が、乳幼児に対して医療費の助成を実施した場合に、国民健康保険制度で行われている療養給付費等負担金及び普通調整交付金の減額調整措置は、廃止することが必要だと考えます。

【政策提言の理由】

1 子ども手当について

受給者の所得制限については、一人ひとりの子どもの育ちを社会全体で応援するという本来の趣旨に沿った効果的な支給の観点から、十分に議論されることが必要であると考えます。

財源の地方負担については、地域主権の理念から、国と地方の役割分担を明確にし、サービスの給付については、地域の実態に応じた形で地方自治体が担当し、全国一律の現金給付である子ども手当の財源は、全額国が負担すべきと考えます。

2 特定不妊治療の医療保険の適用の検討について

特定不妊治療は、1回当たり5万円程度から45万円を超える治療まで、医療機関によって格差が生じており、助成制度を利用しても大きな経済的負担が生じる場合があります。保険適用となることで、どこの医療機関で治療を受けたとしても、同じ治療内容であれば医療費が均一化され、安心して治療が受けられるようになりますし、医療機関への不妊相談もしやすくなります。

3 妊婦健康診査の公費負担の継続実施について

国の平成20年度補正予算において創設された「妊婦健康診査臨時特例交付金」を活用して公費助成が拡大されたことによって、平成21年度の高次医療機関における飛び込み出産は半減しました。

当県では、徹底した母体管理を進めるために、平成22年度から、全ての妊婦を対象に妊婦健康診査の受診勧奨を行うこととしました。併せて、妊婦健康診査の重要性を理解してもらうため、事業主や地域住民を含めた啓発を行うなど、取り組みを強化することとしています。

4 多子世帯保育料軽減措置について

当県では、平成21年度から18歳未満の児童を3人以上養育している世帯の第3子以降3歳未満の就学前児童が、保育所・幼稚園・届出認可外保育施設のいずれかの施設を利用した場合に、その利用料を無料（軽減）化する措置を講じた市町村に対して助成を行っています。

《参考》3歳未満入所者数に対する第3子の割合（保育所での推計 高知県）

同時入所の場合	18歳未満の場合
3.5%	18%
	(第3子の出現率)

同時入所の比率：平成21年4月1日の保育所基礎調査による民間保育所への第3子入所者数の比率による
18歳未満の場合の比率：平成18～20年度の人口動態調査による

5 家庭的保育事業（保育ママ）の拡充

現在の保育制度には、延長保育や病児・病後児保育、休日保育など様々な保育サービスが用意されていますが、保護者の働き方の多様化や少子化、さらには実施市町村の財政事情などにより、保護者の求める保育ニーズに十分対応できていません。

このため、保育制度を拡充して、子どもの健やかな育ちを考え、保育ニーズにフレキシブルに切れ目なくきめ細かく対応していくことが必要です。

6 医療保険制度による乳幼児医療費の負担軽減について

全国どこで暮らしていても、子どもが病気になった時に治療費を心配することなく安心して医療が受けられるよう、医療保険制度による乳幼児医療費のさらなる負担軽減を行うことが必要だと考えます。

当県では、保護者の不安を解消し、安易な受診を抑制するために、これまでも、子どもの病気に関するパンフレットを作成し配布するなど、啓発に努めてきましたが、今後も引き続き強化を図っていきます。

7 乳幼児に対する医療費の助成を実施した場合の国民健康保険制度における減額調整措置の廃止

乳幼児に対する医療費の助成を実施した場合の国民健康保険制度における減額調整措置は、国保財政の負担となっていることから、少子化対策を国の重要な施策として推進していくためにも、廃止することが必要だと考えます。